



マイナンバーカードの有効活用

- 政府は、2016年12月に「官民データ活用推進法」を公布・施行、2017年5月には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、世界最先端IT国家を目指し、政策を推進することが国家戦略として重要であると位置づけました。超スマート社会を目指す中、日本が海外より遅れを取っているのが、データの標準化、国と自治体の情報連携と言われています。その遅れを取り戻すには、マイナンバー制度を導入し、市民のデータを一元管理・分析して、地域別に必要とされているサービスの提供、市民目線での行政手続きの見直し、市民への積極的な情報提供が必要であるとされています。そこで、マイナンバーカード（以下、「カード」）を身分証明書としてだけでなく、幅広く活用していただきたいと思っています。
- ① 本人確認の際の身分証明
 - ② コンビニで対応する各種証明書（住民票・印鑑証明・税証明等）の取得
 - ③ 各種行政手続きのオンライン化
 - ④ 図書館等公共施設の使用

⑤ 出勤簿・退出簿の管理
が身近な活用として考えられます。

今後考えられる活用方法として、例えば、「母子健康情報サービス」では、子どもの成長・体重・予防接種歴等の発育情報（発育過程情報）を把握することにより、的確な母子健康管理ができるようになります。また、「市民の健康管理情報サービス」では、治療歴・血圧・体重・身長等を経年的に把握することにより、高度な健康管理ができるようになります。

いまだに、カードを作ると個人情報が入るといった誤解も多々あるなど、IC・マイナンバーに対しての抵抗感があります。これを払しょくするには、あらゆる機会を通じて、市民の皆様には、あらゆる意義や利便性を丁寧に説明することが大切だと思います。カードの普及には、市職員に対しての啓発も必要であり、今ある業務に対して、カードが活用できるか、特定の部署だけで考えるのではなく、職員一人ひとりが、どの様に、業務に活用するか考えることが重要だと思います。本市における、カード交付率は約13%（国全体の交付率約12%）であり、国全

体の交付率を僅かに上回っている程度であります。今後のカードの効率的な活用を展開するためには、市民の皆様によりよくなる生活変化やカードの重要性を実感していただくことが大切であります。今後においては、直接市民の皆様が接する機会が多い、市役所（支所を含む）の窓口は無論のこと、郵便局・JA広島北部・銀行・スーパー等に職員が直接出向いて、カードの必要性・意義を説明し、加入を促進したいと思っています。カードが普及することにより、先に述べたコンビニ交付サービスやマイナポータルによるワンストップサービスの利用者の拡大が見込め、特に窓口業務を効率化できるだけでなく、市民の皆様にとっても、利便性の向上が期待されます。

マイナンバーカードで
コンビニ交付

